

移動等円滑化取組計画書
(バスターミナル)

令和元年 1 2 月 2 6 日

住 所 仙台市青葉区木町通 1 丁目 4 番 1 5 号
事業者名 仙台市交通局
代表者名 交通事業管理者 加藤 俊憲
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

仙台市交通局では、平成 24 年度より第 2 期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定し、地下鉄及びバスの施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育、啓発活動等のソフト面の両面についてバリアフリー化を推進している。
前期：平成 24 年度～平成 27 年度／後期：平成 28 年度～平成 32 年度（令和 2 年度） ・旭ヶ丘バスターミナルは、段差への対応、視覚障害者誘導用ブロックの設置、障害者対応型便所の設置、および乗降場への対応については移動円滑化基準に適合しているが、案内設備の設置については適合していない。今後、音声案内設備の設置等について検討を行っていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情報の提供	・局ホームページにおいてアクセシビリティに配慮した形式でバリアフリー情報（障害者対応型便所の設置等）を掲載し、随時更新を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員への研修の実施	・高齢者、障害者など移動制約者に対する声掛けや乗車の際の対応方法について、乗務員への研修会を開催し訓練を行う。（令和元年度～令和3年度）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・接続する交通機関（地下鉄）と一体化・連続化したバリアフリー化を推進するため、連携して特定事業計画の策定・実施を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。